

仕 様 書

教育委員会事務局指導部学校指導課

(山本・山二 電話：222-3815)

| | |
|---------|---|
| 件 名 | デジタルカラー複合機の保守管理 |
| 形状・寸法 | RICOH IM C3010 |
| 予 定 数 量 | 49,200 枚 (1 か月当たり平均 4,100 枚) モノクロコピー 37,200 枚 カラーコピー 2,400 枚 カラープリント 9,600 枚 |
| 契 約 期 間 | 令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日 |
| 契 約 条 件 | <p>京都市 (以下「甲」という) の京都市立凌風小中学校東和校地日本語教室に設置するデジタルカラー複合機の保守管理について以下の条件で契約できること。</p> <p>1. 機器の設置場所 京都市立凌風小中学校東和校地 日本語教室内 〒601-8047 南区東九条下殿田町 56</p> <p>2. 機器の保守管理 機器の点検及び保守管理については、供給業者 (以下「乙」という) の責任において以下のように行うものとする。 (1) 乙自身がアフターサービス及び定期点検を行い、機器に必要な消耗品 (用紙を除く) や交換部品等の供給を行うこと。 (2) 定期的に点検を行い、万一の故障時には、迅速に社員を派遣し、機器の復旧を行うこと。 (3) 機器の状況により持ち帰って修理を行う必要がある場合は、同等機種以上の代替機を設置し、甲の業務に支障のないように対応すること。 (4) 上記 (1) から (3) の保守管理、修理に要する費用は全て乙の負担とすること。</p> <p>3. 代金の支払 (1) コピー料金は、1 か月の複写枚数に各レンジの単価を乗じて算出し、乙が翌月上旬に京都市教育委員会指導部学校指導課 (京都市長宛て) に請求する。ただし、乙の責に帰すべき原因で不良の複写が</p> |

生じた時は、当該枚数を除くものとする。

(2) 複写枚数は、毎月末日に甲の職員の確認を受け算出する。

(3) 甲は、乙からの請求を受領してから30日以内に代金を支払う。

4. その他

(1) 乙は、その業務上においてのみ知り得た個人情報その他について、これを漏洩又は乙の業務に利用してはならない。

(2) 甲は、設置機器及び消耗品を善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

(3) 甲が故意又は重大な過失により設置機器又は消耗品に損傷を与えた場合は、乙は甲にその修理に要する経費等を請求することができる。

(4) 機器設置、移動の際には甲と綿密な調整を行うこと。

(5) この仕様に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、京都市契約事務規則又は、甲乙の協議によることとし、協議が整わない場合は甲の認定するところによる。

(6) 上記契約内で甲との協議・連絡等が必要な場合は京都市教育委員会指導部学校指導課と行うこと。